

8

公共車両等

基本的な考え方

バスや鉄道等は、重要な移動手段であることから、高齢者や障がい者を含むすべての人にとって利用しやすいよう配慮することが望ましい。

1 バス車両

□参考とすべき事項

【低床化】

- ・乗降しやすいように低床化、超低床化（ノンステップ）を図る。

【乗降口】

- ・乗降口の有効幅は、90cm以上（小型は80cm以上）とする。

【車椅子スペース】

- ・車椅子スペースを設けて、固定できる設備を備える。

【優先席】

- ・障がい者や高齢者等の優先席を、乗降口付近に設置し、降車ボタンを押しやすい位置に設ける。

【手すり】

- ・高齢者、障がい者等に配慮し、立位時の身体の保持や立ち座りがしやすいように手すりを設置する。

【案内・表示】

- ・行き先、運行系統等の案内を放送する設備を設ける。
- ・次停留所等を表示及び放送する設備を設ける。
- ・バスの前面、左側側面及び後面には、行先などを車外から容易に確認できるよう表示する。

2 鉄道の旅客車両

□参考とすべき事項

【乗降口】

- ・乗降口の有効幅は、90cm以上とする。

【車椅子スペース】

- ・車椅子スペースを設けて、車椅子利用者が握りやすい位置に横手すりを設置する。

【優先席】

- ・障がい者や高齢者等の優先席を、乗降口付近に設置する。

【手すり】

- ・高齢者、障がい者等に配慮し、立位時の身体の保持や立ち座りがしやすいように手すりを設置する。

【案内・標示】

- ・次の停車駅名及び扉が開閉する側を知らせる表示及び放送する設備を設ける。

3 タクシー

□参考とすべき事項

【乗降口・車椅子】

- ・車種に応じて、車椅子等利用者の乗降を円滑にする設備を備える。

【案内・表示】

- ・タクシーメーターは、後部座席からも見やすい位置に設置する。
- ・タクシー利用に必要な情報を、音又は点字により視覚障がい者に示すための設備を備える。

【座席】

- ・床面からの高さ、奥行き、背当ての角度、座面の角度等を配慮し、座りやすく、立ちやすいものとする。

【手すり】

- ・高齢者、障がい者等の走行中の安全確保のために、車内に手すりを設置する。

4 船舶

□参考とすべき事項

【乗降用設備】

- ・乗降用設備の有効幅は、90cm以上とする。

【車椅子スペース】

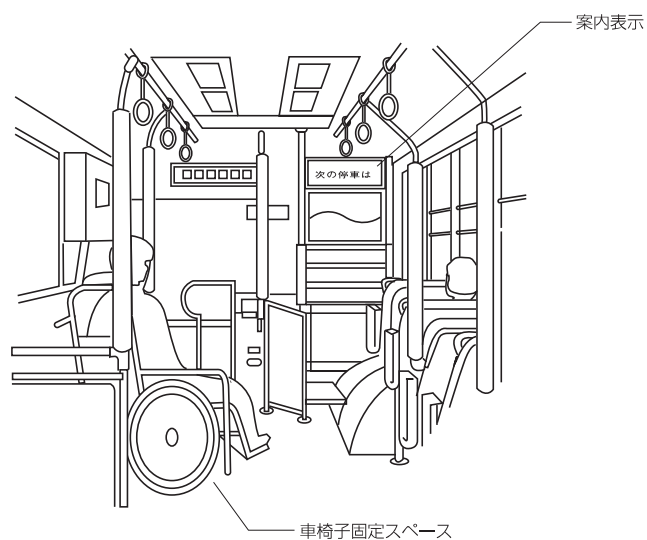
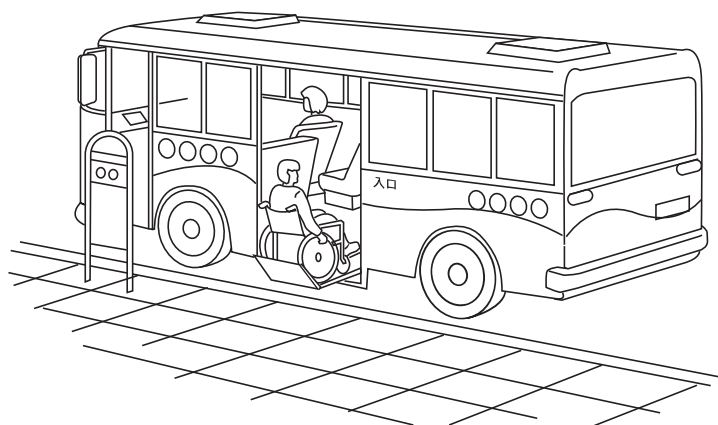
- ・車椅子スペースを設けて、固定できる設備を備える。

【手すり】

- ・通路、階段、便所等には手すりを設け、必要に応じて点字で表示する。

バス車両

□リフト付低床バスの参考例



鉄道の旅客車両

□鉄道の旅客車両の参考例

